

豊中市学校災害見舞金給付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、豊中市立小学校及び中学校及び義務教育学校における、児童及び生徒の災害（負傷、疾病、障害、又は死亡をいう。以下同じ）について、その保護者等に対し学校災害見舞金（以下「災害見舞金」という。）を給付することにより、本市学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 保護者等 学校教育法第22条（昭和22年法律第26号）第1項に規定する保護者又は災害を受けた生徒が成年に達している場合は当該生徒（当該生徒が死亡したときはその遺族）をいう。
- （2） 学校管理下 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「令」という。）第5条第2項各号に掲げる場合をいう。

（災害及び給付の範囲）

第3条 この要綱による災害見舞金給付の対象となる災害は、児童及び生徒の災害で、学校管理下において、その原因である事故が発生し、又はその原因となる行為がなされたもののうち、次に掲げるものとする。

- （1） 死亡
- （2） 継続して登校不能日数が20日以上となった負傷又は疾病
- （3） 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の加入者のうち給付の対象外となる障害で、別表第3号に掲げるもの
- （4） 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の加入者のうち給付の対象外となる総医療費 5,000 円未満の災害
- （5） 教育長が特に必要と認める傷病及び障害

（災害見舞金の種類及び額）

第4条 災害見舞金は次のとおりとする。

- （1） 死 亡 見 舞 金 前条第1号に掲げる災害
- （2） 傷 病 見 舞 金 前条第2号に掲げる災害
- （3） 障 害 見 舞 金 前条第3号に掲げる災害
- （4） 医 療 費 助 成 見 舞 金 前条第4号に掲げる災害
- （5） 特 別 見 舞 金 前条第5号に掲げる災害

2 災害見舞金の給付額は、別表に定めるとおりとする。

3 傷病見舞金、障害見舞金及び特別見舞金については、給付申込みに要する診断書又は証明書の作成に係わる費用を加算して給付する。

（災害見舞金の給付）

第5条 災害見舞金は、災害を受けた児童及び生徒の在籍する豊中市立学校（卒業または他市町村等へ転校した場合は、最終に在籍していた豊中市立学校）の校長を経由して保護者等からの請求に基づき給付する。

2 災害見舞金の請求期間は、給付事由が発生した時から2年とする。ただし、前条第1項第5号の災害見舞金は、教育長が特に認める場合、この期間に限らず給付

することができる。

（災害見舞金の給付申込み等）

第6条 前条の災害見舞金の給付申込みは、所定の給付申込書に医師の診断書又は証明書（死亡見舞金の場合を除く）を添えて、教育長に提出しなければならない。

（給付決定）

第7条 教育長は、前条の給付申込書の提出があったときは、速やかにその可否の決定を行い、当該申込者にその旨通知するものとする。

（遺族の範囲）

第8条 災害を受けた生徒が成年に達している場合において当該生徒が死亡したとき、法第15条第1項第6号に規定する死亡見舞金の給付を受けることができる遺族の範囲、順位等については、令第2条の規定を準用する。

（災害見舞金給付審査委員会）

第9条 この要綱の適正な実施を期するため、災害見舞金給付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員の数は10名以内とする。

3 審査委員会の災害見舞金の給付の審査対象となる災害の範囲（特別見舞金に係る災害を含む）は、別に定める。

4 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（給付の制限）

第10条 教育長は、災害の原因が火災・風水害・震災・その他の非常災害又は第三者の加害行為によって生じた場合には、災害見舞金の全部もしくは一部を給付しないことがある。

（雑 則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事務処理上必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和49年6月27日から施行する。

附則

この要綱は、昭和55年7月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年11月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表

第 1 号 死亡見舞金

金 額	摘 要
1,000,000 円	災害の発生した日から起算して、2 年以内の死亡の場合に給付する。

第 2 号 傷病見舞金

金 額	摘 要
30,000 円	登校不能日数が継続して 20 日以上 30 日以下の傷病
50,000 円	登校不能日数が継続して 31 日以上 60 日以下の傷病
80,000 円	登校不能日数が継続して 61 日以上 90 日以下の傷病
100,000 円	登校不能日数が継続して 91 日以上の傷病
学校管理上の瑕疵による災害については、その原因、状況、程度、その後の経過等に応じて、30 万円を超えない範囲内で、審査委員会が承認した場合にあっては、見舞金を支給することができる。	

第 3 号 障害見舞金

金 額	摘 要
50,000 円 (ただし、歯科補綴が 1 本の場合にあっては、30,000 円とする。)	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（抄）別表第 14 級に準ずる程度の障害で、独立行政法人日本スポーツ振興センター障害見舞金の給付対象外となる障害とする。 ただし、歯牙障害については歯科補綴を加えるものとする。

第 4 号 医療費助成見舞金

初診から全治に要する医療費が 5,000 円未満の場合、当該医療費の 40% を乗じた額を給付する。ただし、10 円未満の端数は切り捨てる。 国又は地方公共団体の負担において、他の法令の規定により療養費の支給又は補償を受けた場合については、自己負担額に総医療費の 1 割を加えた額を給付する。
--

第 5 号 特別見舞金

金 額	摘 要
審査委員会の審査を経た上で教育長が認めた額 (ただし、100万円を超えない範囲とする。)	教育長が特に必要と認める傷病及び障害について、教育長が特に必要と認める費用を支給する。